

議案第72号

鹿児島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県介護保険財政安定化基金条例（平成12年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を第8項とし、第3項の次に次の4項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの貸付金の償還の特例）

4 政令附則第2条の2第1項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第12条第1項中「当該計画期間中」とあるのは「令和3年度から令和5年度までの間」と、「3」とあるのは「6」と、「次期計画期間」とあるのは「令和6年度から令和11年度まで」とする。

5 政令附則第2条の2第2項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第12条第1項中「当該計画期間中」とあるのは「令和3年度から令和5年度までの間」と、「3」とあるのは「9」と、「次期計画期間」とあるのは「令和6年度から令和14年度まで」とする。

（令和6年度から令和8年度までの貸付金の償還の特例）

6 政令附則第2条の3第1項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第12条第1項中「当該計画期間中」とあるのは「令和6年度から令和8年度までの間」と、「3」とあるのは「6」と、「次期計画期間」とあるのは「令和9年度から令和14年度まで」とする。

7 政令附則第2条の3第2項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第12条第1項中「当該計画期間中」とあるのは「令和6年度から令和8年度までの間」と、「3」とあるのは「9」と、「次期計画期間」とあるのは「令和9年度から令和17年度まで」とする。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。